

武道振興施設のあり方検討会設置要綱

（設置）

第 1 武道を振興するための施設のあり方を検討するため、武道振興施設のあり方検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

（組織）

第 2 検討会は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第 3 委員の任期は、委嘱の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

（会長）

第 4 検討会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第 6 検討会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ課において処理する。

（雑則）

第 7 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 22 日から施行する。